平成３０年（フ）第４０号
函館市富岡町３丁目11番24号
債務者　成田　昭義
1　決定年月日時　平成30年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月16日まで
函館地方裁判所

平成３０年（フ）第１８２号
函館市宮前町７番15号　有料老人ホームみやまえ
債務者　市村　　駿
1　決定年月日時　平成30年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月16日まで
函館地方裁判所

平成３０年（フ）第４６号
秋田県湯沢市川連町字麓36番地
債務者　木村　　緑（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成30年６月28日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成３０年（フ）第１７０号
埼玉県本庄市日の出４丁目７番26号
債務者　外山　浩江（旧姓秋山）
1　決定年月日時　平成30年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成３０年（フ）第８８号
千葉県四街道市亀崎439番地５
債務者　鈴木由紀枝
1　決定年月日時　平成30年６月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成３０年（フ）第１２５号
千葉県八街市富山自1314至1343番地合併1598
債務者　田辺さやか
1　決定年月日時　平成30年６月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成３０年（フ）第１３９号
千葉県成田市橋賀台３丁目５番地（14棟402号）
債務者　大塚　　榮
1　決定年月日時　平成30年６月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成３０年（フ）第１６５号
千葉県白井市大山口２丁目４番５棟102号
債務者　依田　昌子
1　決定年月日時　平成30年６月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成３０年（フ）第１７２号
千葉県印西市木下南２丁目８番地７
債務者　割貝　豊子
1　決定年月日時　平成30年６月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成３０年（フ）第４７号
新潟県長岡市寺泊竹森1560番地462
債務者　小暮　勝幸
1　決定年月日時　平成30年６月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成３０年（フ）第５７号
新潟県長岡市中之島西野3562番地
債務者　入沢　淳子
1　決定年月日時　平成30年６月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成３０年（フ）第８３号
岡山県倉敷市広江２丁目５番51－７号　パピーロジュマン203号
債務者　綱嶋真由美
1　決定年月日時　平成30年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成３０年（フ）第５５号
栃木県小山市犬塚６丁目12番地３　メゾンブリーゼ203号室
債務者　小澤　健一（旧姓長棹）
1　決定年月日時　平成30年６月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月21日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成３０年（フ）第１２８号
北海道旭川市神楽岡６条６丁目６番９号　コーポこやまＢ202号室
債務者　寺崎　　準
1　決定年月日時　平成30年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月26日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１３４号
北海道旭川市東光９条８丁目１番14号
債務者　千葉　浩司（旧姓又村）
1　決定年月日時　平成30年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月５日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１４５号
北海道旭川市神楽岡８条３丁目２番16号　ロワイヤルＤ棟Ｅ号室
債務者　竹中　昌代（旧姓今野）
1　決定年月日時　平成30年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月29日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１５２号
北海道旭川市錦町11丁目3080番地の48
債務者　島田　美奈（旧姓明地）
1　決定年月日時　平成30年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月19日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部